

田村市補装具費の支給に係る代理受領に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条の規定による補装具費の支給を円滑に行うため、補装具の販売事業者、修理事業者等（以下「補装具業者」という。）による補装具費の代理受領について必要な事項を定めるものとする。

(補装具費の代理受領)

第2条 法第76条第1項に規定する補装具費支給対象障害者等（以下「支給対象者等」という。）があらかじめ市長による登録を受けた補装具業者から支給に係る補装具を購入し、借り受け、又は修理を受けた場合において、支給対象者等の同意を得ているときは、市は、支給対象者等が補装具業者に対して支払うべき補装具費の購入、借受け又は修理に要した費用について、補装具費として支給対象者等に支給すべき額の限度において、支給対象者等に代わり、補装具業者に直接支払うことができる。

(代理受領の可否についての届出)

第3条 市長は、前条の規定により補装具費を支払うときは、補装具費代理受領の可否についての届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）により、あらかじめ補装具業者の意見を聴くものとする。

(代理受領可能な補装具業者の確認)

第4条 市長は、前条の届出書により補装具費の代理受領を可能と届け出た補装具業者に対し、補装具費代理受領可能な補装具業者の確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）により通知するものとする。

2 市長は、前項の確認書を通知した補装具費の代理受領を可能とする補装具業者（以下「登録業者」という。）について、事業所の名称、所在地、連絡先、取り扱う補装具の種類等の情報を障害者等に随時提供することができる。

(補装具費支給対象者の受領委任)

第5条 登録業者による代理受領を希望する支給対象者等は、代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状（様式第3号。以下「委任状」という。）により当該登録業者に補装具費の受領を委任するものとする。

(請求)

第6条 登録業者は、支給対象者等から補装具費の受領を委任されたときは、請求書に前条の委任状及び田村市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成19年田村市規則第24号）第24条に規定する補装具費支給券を添えて、市長に当該補装具費を請求するものとする。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

補装具費代理受領の可否についての届出書

年 月 日

田村市長 様

所在地
事業者名称
代表者氏名

㊟

田村市補装具費の支給に係る代理受領について、下記のとおり届け出ます。

- 1 代理受領の可否（該当する方に○印をお願いします。）
【 可 ・ 否 】
- 2 裏面に記載の事項についての諾否（該当する方に○印をお願いします。）
【 承諾します ・ 了承できないため代理受領を辞退します 】
- 3 事業者所在地等

事業者所在地	(〒 -)		
フリガナ			
事業者名			
フリガナ			
代表者名			
フリガナ			
請求者名			
連絡先	電話番号		E-mail
	FAX番号		
取扱補装具種目 （取扱いをする 種目の左に○印 を記入してくだ さい。）	骨格構造義肢	眼鏡	人工内耳
	殻構造義肢	補聴器	重度障害者用 意思伝達装置
	装具	車いす	
	姿勢保持装置	電動車いす	児童用頭部保持具
	視覚障害者安全つえ	歩行器	児童用起立保持具
	義眼	歩行補助つえ	児童用排便補助具

(裏面)

【表面の届出事項 2 補装具費代理受領の実施に係る取決め事項】

- (1) 補装具業者は、表面の届出事項に変更がある場合には、市長宛てに必ず届け出ること。(変更届出は任意の様式で可能)
- (2) 補装具費の購入、借受け又は修理の後に、身体障害者更正相談所等の行った適合判定・検査によって、登録事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、補装具業者は当該箇所を改善すること。
- (3) 補装具の購入、借受け又は修理の後に、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用、取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後 9 か月以内に生じた破損又は不適合は補装具業者の責任において改善すること。ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)の別表に規定する修理基準に定める調整又は小部品の交換若しくは修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後 3 か月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)について補装具業者の責任において改善すること。
- (4) 補装具業者は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取り扱いをしてはならない。
- (5) 市長は、表面に記載の事項について、障害者等に対し情報提供することができること。
- (6) 補装具業者は、補装具費支給対象者等が補装具費の受給について補装具業者による代理受領を希望する場合には、補装具の購入、借受け又は修理の完了後に受領委任を受けたことがわかる所定の代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状及び補装具費支給対象障害者等による補装具受領印を受けた補装具費支給券を添付した請求書により市長に当該費用を請求すること。
- (7) 補装具業者は、補装具費支給対象障害者等が補装具費の受給について補装具業者による代理受領を希望しない場合には、補装具費支給対象障害者等より当該費用を受け取り、明細のわかる領収書を発行すること。
- (8) 補装具業者は、補装具費の代理受領に係る関係帳簿を 5 年間保存すること。
- (9) 補装具販売、貸与及び修理に関し取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき適切に管理すること。

様

田村市長



補装具費代理受領可能な補装具業者の確認書

先に届出をいただきました補装具費代理受領につきましては、下記のとおり確認いたしましたので通知いたします。

また、届出の際承諾いただいた補装具費代理受領の実施に係る取決め事項につきましては裏面のとおりとなっておりますので再度ご確認ください。

なお、補装具費の代理受領につき不正行為等があった場合は、当確認を取り消すことがあります。

記

事業者所在地	(〒 -)		
フリガナ			
事業者名			
フリガナ			
代表者名			
フリガナ			
請求者名			
連絡先	電話番号 FAX 番号	E-mail	
取扱補装具種目	骨格構造義肢	眼鏡	人工内耳
	殻構造義肢	補聴器	重度障害者用 意思伝達装置
	装具	車いす	
	姿勢保持装置	電動車いす	児童用頭部保持具
	視覚障害者安全つえ	歩行器	児童用起立保持具
	義眼	歩行補助つえ	児童用排便補助具

(裏面)

【補装具費代理受領の実施に係る取決め事項】

- (1) 補装具業者は、表面の届出事項に変更がある場合には、市長宛てに必ず届け出ること。(変更届出は任意の様式で可能)
- (2) 補装具費の購入、借受け又は修理の後に、身体障害者更正相談所等の行った適合判定・検査によって、登録事業者の責任に帰すべきものと認められる箇所を発見した場合は、補装具業者は当該箇所を改善すること。
- (3) 補装具の購入、借受け又は修理の後に、災害等による毀損、本人の過失による破損、生理的又は病理的变化により生じた不適合、目的外使用、取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き、引渡し後 9 か月以内に生じた破損又は不適合は補装具業者の責任において改善すること。ただし、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 528 号)の別表に規定する修理基準に定める調整又は小部品の交換若しくは修理のうち軽微なものについては、前段の規定に関わらず、修理後 3 か月以内に生じた不適合等(上記災害等により免責となる事由を除く。)について補装具業者の責任において改善すること。
- (4) 補装具業者は、補装具費支給対象障害者等に対して懇切丁寧を旨とし、差別的取り扱いをしてはならない。
- (5) 市長は、表面に記載の事項について、障害者等に対し情報提供することができること。
- (6) 補装具業者は、補装具費支給対象者等が補装具費の受給について補装具業者による代理受領を希望する場合には、補装具の購入、借受け又は修理の完了後に受領委任を受けたことがわかる所定の代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状及び補装具費支給対象障害者等による補装具受領印を受けた補装具費支給券を添付した請求書により市長に当該費用を請求すること。
- (7) 補装具業者は、補装具費支給対象障害者等が補装具費の受給について補装具業者による代理受領を希望しない場合には、補装具費支給対象障害者等より当該費用を受け取り、明細のわかる領収書を発行すること。
- (8) 補装具業者は、補装具費の代理受領に係る関係帳簿を 5 年間保存すること。
- (9) 補装具販売、貸与及び修理に関し取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づき適切に管理すること。

代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状

田村市長 様

年 月 日付け 第 号で支給決定を受けた(補装具名)の引渡しを受け、次のとおり利用者負担額を支払いましたので、私が受けるべき補装具費の請求及び公費負担額の権限について下記の事業者委任します。

補装具価格(基準額) (①) ※差額自己負担等、補装具費の対象とならないものは除く。	円
利用者負担額 (②)	円
補装具費請求額 (①-②)	円

年 月 日

請求者兼委任者 住所 _____
(障害者又は障害児の保護者)

氏名 _____ 印

上記の受領の権限を受任しました。

年 月 日

受任者(事業者) 住所 _____
事業者名 _____
代表者氏名 _____ 印